【論文】

近代教育制度の発達と「学制」頒布の歴史的意義の検証
―学制の制定とその歴史的評価―
The Development of the Modern Education System and the Historical Verification of the Education System Order
:The Education System Order－Enactment and Historical Evaluation

木本　毅

我が国近代公教育は、1872 年頒布の「学制」に始まる。学制は、欧米の学制や教育理念の影響を受けて成立した。「学制」の特徴は、ヨーロッパ初等教育が複線型であったのに対して、我が国は、士庶僧俗貧富別なく全て国民が同じ教育機関で学ぶ単線型機会均等の教育を義務としたことにある。これが近代公教育の成功に繋がる。

キーワード：学制成立過程、初等教育、単線型教育、教育機会均等、近代公教育の成立

1　はじめに

1868（慶応４）年３月「五箇条の御誓文」が発せられた。第５条は、「知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基を振基スヘシ」、3 条は「官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメン事ヲ要ス」にある通り、国民斉しく平等に学問することが、新国家建設の基盤であるとの認識が、国民全体に共有された。これが、西洋社会の階級的理念と異なり、全国民の教育の機会均等の保証に繋がるものであった。

明治の指導者たちも、近代国家（産業、学問、軍事、殖産興業）建設の基盤として、国民全般の教育が必須であるとの認識から、近代的教育制度の確立が何にもまして重要であるとの認識に立っていた。1868(明治元)年、木戸孝充（1833～77）は、国家による国民教育の必要性を朝廷に「普通教育に関する建言書」を朝廷に出している。

「……来國之富強は人民の富強にして一般之人民無識貧弱之境不能離ときは王政維新之美名も到底屬空名世界富強之各國に對峙する之目的も必失其實付而は一般人民之知識進捗を期し文明各國之規則を取捨し徐々全国に學校を振興し大に教育を被為布候儀即今日之一大急務と奉存候……」（木戸　1868　「23 普通教育の振興を急務とする建言書案」）

維新政府は、国家発展の礎は、教育にあることを認識し、維新直後から国民皆学教育を構想した。1869（明治２）年、諸府県で実施すべき行政の大綱書「府県施政順序」を布達した。その中で、租税設定、議事立法、戸籍編成等、実施すべき事柄の 11 項目が示され、その中の一つに「小学校ヲ設ル事」が明示されている。しかし、政府は、原則として、政府自らは、小学校及び中学校の開設はなさず、これを地方（府県市町村）に任せることにしている。

《小学校ヲ設ル事》

「専ラ書學素読算術ヲ習ハシメ願書書翰記牒算勘等其用ヲ闕サラシムヘシ又時々講談ヲ以テ国体時勢ヲ弁ヘ忠孝ノ道ヲ知ルヘキ様教諭シ風俗ヲ敦クスルヲ要ス　最才気衆ニ秀テ学事進達ノ者ハ其志ス所ヲ遂ケシムヘシ」

1870(明治３)年、維新政府は、「大学規則」に続いて、「小学校規則」を定め、小学を８歳から 15 歳までの 8 年制の学校として、大学に接続する予備段階の教育機関と定めている。これら大学・中学・小学の諸規則は、実現には至らなかったが、1872(明治５)年の「学制」の頒布に繋がる。

「学制」は、全ての国民を同じ教育システムのもとで教育することを基本理念として制定された。制定にあたっては、先行する欧米の教育制度を参考にしている。欧米先進諸国の学制が多大の影響を与える中、仏国学制の影響が最も大きい。教育制度の確立には、初等教育から高等教育ま

で組織的・段階的な構築が重要である。とりわけ、学校教育体系の基盤をなす初等教育の構築が肝心要となる。「学制」構築を中心に、初等教育に焦点をあて、我が国近代教育成立の歴史、理念及びその制度・内容・状況を検証する。

2 「学制」頒布までの小学校

「学制」発布に至る前の我が国近代初等教育の嚆矢は、沼津兵学校付属小学校である。大政奉還（1867）により、静岡に移封された徳川家達が、1868（明治元）年８月、静岡に入ると、翌月、９月には、「学問所」が設置されるとともに英語、フランス語、ドイツ語、オランダ語が開講された（井上 1963　p.42）。

さらに同月，西周を頭取に沼津兵学校（歩兵、砲兵、築造の三科と西洋近代科学を教授）を開設するとともに、同校に入学準備機関として基礎教育を行う付属小学校を開設した。我が国初の初等教育機関であった。学科は、素読、手習い、算術、地理、体操、水練、講釈聴聞である（大久保 2007 p.408-409）。

2.1 沼津兵学校附属小学校

1868（慶応４＝明治元）年、７月、徳川家達（15 代将軍慶喜のあと徳川宗家を継いだ 16 代当主）は、800 万石が新政府召し上げとなり、駿遠参（駿河、遠江、三河、甲斐）70 万石に移封され、多くの旧幕臣も静岡に移住してきた。

徳川宗家による小学校建設計画は、「續徳川實記」に記されている。また、小学校建設に係る参考とすべき情報は、箕作阮甫、芳野金陵、小関三英ら多くの幕府関係者の著作でも記されていることから、幕府は小学校教育に係る情報は、この時点で既に十分持ち合わせていた。

「移住した９月早々学校設置の事を企て、……素讀、手習、算術を授くる事とし、之を「代戯館」と名付けた。教師 45 人、生徒 5、60 人であったという。沼津兵学校は、當時我國最高級の學校にして、殊に泰西の新兵學を授ける此の程度の學校は、他になく、斬新且つ高尚であった。」（大野 1943　p .5）

この「代戯館」が 1868（明治元）年 12 月、「沼津兵学校付属小学校」に引き継がれることとなる。

行政的にも、移封してきた徳川宗家は、旧幕府時代から構想していた西洋式（フランス）軍事学校の構想に基づき、同年 11 月、沼津城内に西周（幕命によりオランダ留学後 15 代将軍慶喜の政治顧問）を頭取に迎えて、沼津兵学校を開校した。教授科目は、「博物新論」「地理全誌」「瀛環志略」「孫子」「英・仏会話」「古典」「地理」「窮理」「天文」「経済」「万国史」「代数」「幾何」「測量」等の後「歩兵学」「砲兵学」等を教授する高度な近代科学の学校であった。

「沼津兵學校が、當時我國唯一の進歩的學校で、東京を始め全國各地より俊秀の沼津に遊學する者踵を接し、或は沼津より指導者を需むる諸藩も屈指に邉なき有様沼津は人材の淵叢たる観呈した。」（大野 1943　p.41）

此の高度な専門軍事教育を行う学校の入学前の基礎教育を行う予備教育機関として、「沼津兵学校付属小学校」が同年、同城内に開設された。小学校の科目は、素読、學書、算術、地理、体操、講釈、聴聞を本科とし、剣術、水練も課された。我が国教育史上、初の小学校である。

図１　沼津兵学校附属小学校

「兵學校頭取の西周は、斯くては（基礎から高度な専門教育に至る）一貫せる教育を施すことの困難なるを察知し、明治元年秋、自ら…予備教育機関たる附属小學校を設置することを決定し、小學校は、明治元年 12 月 8 日開校した。」（大野 1943　p .6）（　　）は筆者施す。

1872（明治４）年、「廃藩置県」が断行されると、沼津兵学校は、9 月、徳川家から明治政府へ献納され、1874（M6）年、陸軍士官学校となる。これに伴い、兵学校付属小学校も終を告げ、同年 11 月に「沼津小学校」と改編された。翌年「学制」の頒布により、翌６年「公立小学集成舎」に引き継がれ、我が国初の初等教育学校は、短い歴史を閉じた。

沼津兵学校の卒業生 210 人のうち 150 余人が附属小学校の卒業生で、錚々たる明治国家を牽引する指導者である。名和謙次（教育家）、間宮喜十郎（教育家）、小牧喬定（教育家）、山出阪二郎（教育家）、平井参（漢学者）、大江敬香（漢学者）、佐久間信恭（英学者）、眞野文二（工学博士）、田邊朔郎（工学博士）、小田川全之（工学博士）、萩生録造（医学博士）、渡瀬庄三郎（理学博士）、平山信（理学博士）、加藤定吉（海軍大将、男爵）、加藤定吉（海軍大将）、西紳六郎（海軍中将、男爵）、山口鋭（海軍中将）、平山順（海軍教授）、井口省吾（陸軍大将）、山口勝（陸軍中将）、服部綾雄（衆議院議員）ほか……（大野 1943　pp.45-149）

2.2　京都小学校

京都の小学校は、学制の発布に先んじること３年で、明治維新期の我が国初等公教育の先駆をなすものである。この背景には、維新による京都の置かれた歴史的背景がある。

「長年の都で王政復古の地でもある京都は、明治維新により東京遷都が断行され、それまでの都としての歴史と誇りは、一気に上下意気消沈、焦りが都を襲った。そこで、京都府出仕槇村正直等は、京都の市制を改革し、自治的制度の下に更生を図るべく、学都として更生すべく、一斉に小学校を創立し、人智を開発し、産業を興さんとした。」（大久保 2007　pp.394－395）

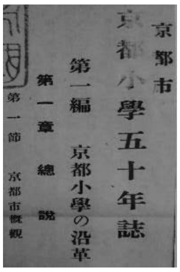
京都市
京都小學五十年誌
第一編　京都小學の沿革
第一章　總説
第一節　京都市概觀

図２京都小学 50 年誌

「明治元年、京都市を 66 に区分け、各区（番組）に一小学校を開設する議あり。雖然當時維新變革の餘、民心未だ定まらず。加ふるに財政困難…府知事長谷氏の下に槇村正直氏等あり、市民を懇諭奨励する熱心を極め、翌年５月、小学校教則定め同月 21 日、上京第 27 番組小学校、即今の柳池小学校初めて開校の典を挙げるに至れり。是實に我國における小学校の嚆矢にして、普通教育の創始なり。次いで、６ 月８日、下京第 12 番組小学校………同年 12 月までに市内 64 校の設置を見るに至れり。」（京都市 1918 p .31）

明治２年、５月から 12 月の間に、京都市中に 64 の番組小学校が設立された。同年５月京都市は「小学規則」制定。８歳にして小学に入り、普通學を治めることを規定。

「明治２年、車駕東幸に際して明治天皇の御下賜金を教育基金にあてる。我が京都が、小学教育開設の嚆矢たる榮譽を荷なうについて、忘するべからずは、皇室の殊恩を受けたる点にあり。」（京都市 1918　p .30）

明治２年、明治天皇東幸に際して、京都に特別下賜金があり、一部を教育基金に充てた。

小学校の学科は、読・書・算で、読書は、初等で孝経、小学、中等で四書、上等で五経、筆道で初等は三行書、中等は複文、上等は作文、算術で初等は乗除、中等で初伝定位（高度な珠算）、上等で皆伝天元（平方根、代数））であった。（「京都府小学校規則」）

明治２年、12 月、維新政府は、「諸府県施政順序」に基づき、東京府に対して、また各地に小学教育の開始に取り組むべきことを通知。翌３年、東京府は、市内６か所に小学校を設置した。明治４年７月、静岡藩が、沼津兵学校付属小学校にならって、藩内１３か所に小学校を開設した。同年９月、大阪に、11 月に金沢に６か所の小学校が開設され、徳島藩にも小学校が開設された（大久保 2007 p.410）。

3　「学制」制定への歴史的展開

1871（明治４）年７月の廃藩置県は、近代統一国家の始まりである。廃藩は、旧藩主の行政権力を剥奪するとともに旧士族の軍事上の職務を解き、それらの職務を四民平等に負うことを意味し、政治・経済社会と殖産興業への参画とともに護国の軍務は、国民皆兵主義に基づき「徴兵令」（1872（明治５）年）が制定された。富国強兵、殖産興業の国家戦略を支えるため、全国民の資質・能力向上を図る教育の振興が国家的急務の課題となり、同年、近代公教育を構築する「学制」の制定が構想され、新しい教育制度を検討する委員会が設置された。委員には、1867 年パリ万博に将軍徳川慶喜の名代として派遣された徳川昭武（水戸藩徳川斉昭の子）に随行し、佛國の教育事情を学んできた蕃書調所教授見習、文部少博士兼司法中判事の箕作麟祥（1846～1897）を中心とする洋学者（文部中教授内田正雄、文部中教授河津裕之、文部少教授瓜生寅　従七位辻新次ら）、漢学・国学者 11 名が集められた（井上 1963　p.113）。

4　学制の起草

委員長に箕作麟祥が就任した。箕作は、佛國の教育事情に精通した幕府・維新政府の気鋭の法学者・教育家であった。「学制」の起草にあたっては、福沢諭吉の「西洋事情」（1866）の教育に係る情報や内田正雄訳の「和蘭学制」（1869）、小幡甚三郎の「西洋學校軌範」（1870）、佐沢太郎訳の「仏國学制」（1873）等のヨーロッパの教育制度を中心に検討が進められるとともにアメリカの先行する教育の法案・理念 “A BILL FOR THE MORE GENERAL DIFFUSION OF KNOWLEDGE”（1779）および “An Act concerning the Attendance of Children at School “（1852）の教育理念・哲学も斟酌して、学制の検討は進められた。

「学制」は、全国の学区を八大学区とし、学校を大學・

中学・小学の三等とし、小学校を幼稚小学、尋常小学校、それを下等小学校、上等小学校の二段階に分け、さらに女児小学校、少年小学校、村落小学校等さらに中学をも下等、上等段階に二分し、大学につなげ、多様かつ高度化する教育ニーズに対応する制度となっているとともに小学校在学期間も六歳から十三歳としていることは、フランス学制の影響を全面的に受けている。また、大学区内に督學局・アカデミー（academie）を設け、文部省との連携で管内の学校運営全般を指導監督する教育行政のシステムとともに小学校教員養成の師範学校の開設についてもフランス学制を模したものと考えられる。

就学前教育について、「幼稚小學ハ男女ノ子六歳マテノモノ小学ニ入ル前ノ端緒ヲ教ル也」は、「仏国学制」の「育幼院ハ男女共満六歳マデノ小児入ラシメ學問ノ端緒ヲ授クナリ。」を原拠としている（井上 1963　p.143)。

また、アメリカの如く、教育を人類の自然権と位置付け知力・学力は、人間が当然持つべき自然権の一つとしての教育権に位置付けて、教育の必然性を謳うアメリカの民主的教育哲学とともに国家の発展には、国民の学力向上が絶対要件であるとするプロシャの無償の国民皆学の義務教育理念は、明治維新による国家の近代化を国民一丸となり目指す「教育」の基本理念に大きな影響を与えている。さらに義務教育では保護者に就学義務が生じるとするアメリカの「學校就学法案」も学制の国民皆学及び就学義務実現に影響を与えている。

一方、学校設置費の地域負担や篤志家の寄付行為に頼ること及び就学費用の受益者負担の原則は、仏国等の制度の影響を受けている。アメリカやプロシャにおける義務教育の完全無償化の実現には、国家の財政事情から、困難を極め、さらに30余年を必要とするものであった。

「フランス語系列の箕作麟祥、河津裕之、辻新次が学制案検討委員に加えられているのは、学制の西欧化の性格を方向づけるものとして注目される。」(井上1963 p.113)

「フランスの教育法は、学制の作成にあたって参照せられたもののうち、最も主要なものの一である......学制大綱のなかに、すでにフランス教育制度の影響を看取することができる。」(井上 1963　p.114)

「学制は概ね仏国学制を基礎とし、当時の英米の制度を参考にして作成した。」(国立教育研究所 1973　p.72)

「尾形は『学制と西洋教育制度の比較一覧表』を作成。類似点摘出表によると、フランスが69か所、ドイツが39か所、オランダが17カ所、イギリスが11カ所、アメリカが9カ所の類似点を持っている。」(竹中 2013　p.107)

5　「学制」に影響を与えた欧米の学制

学制の起草は、福沢諭吉の「西洋事情」(1866)、内田正雄訳の「和蘭学制」(1869)、小幡甚三郎の「西洋學校軌範」（1870)、佐沢太郎訳の「仏國学制」(1873) などの先行文献・資料を参考にしたと考えられる（林 1967　p.19)。

5.1　「西洋學校軌範」(小幡 1870)

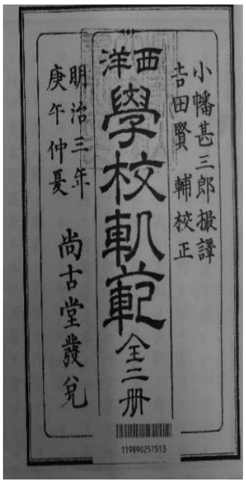

図3　西洋學校規範

慶応義塾蔵版　[　　　]は筆者解説追記。(学校記述のみ筆者抜粋、下線筆者施す。)

《英吉利學校》(p3-4)...........一「パリーシ[parishをこのように標記したものと考えられる]ニハ一ノ小學校ヲ設ケ平人ヨリシテ莫大ノ金穀ヲ附與シ以テ其費用ニ充テリ　又英國ニテハ數多ノ語學校（グラマースクールトテ希臘語羅甸語等ヲ教授スルノ學校）ノ設ケアリ...世界何レノ國ニアリテモ少年教育ノ爲メニ備ヘタル図積金ノ多キコト恐ラクハ英國ニ及ブモノアラジ......語學校及共立學校（エンドウド・スクールトテ金穀ヲ持寄セテ建立　[エンドウド・スクールはendowed schoolで寄付基金學校、共立學校はpublic schoolの誤訳と思われる]）ハ専ラ上等中等ノ人ヲ教授スル學校ナリシガ近来初メテ下等ノ者ニ教授ノ道ヲ開ントテ......終ニ貧人ノ子弟モ文明ノ爲メニ欠ク可ラザル所ノ教育ヲ蒙ルノ便ヲ得タリ.....

初等教育・中等教育の寄付積立金は世界一潤沢としている。

《佛蘭西學校》(pp.10-13) 全国ノ人口ヲ教ヲ受ケタル人ト較ルニ...........1864年ニハ七人ニ付キ一人ノ割合トナレリ　教育ノ法ヲ*三等に分チ初段、中段、上段*ト云フ　初段ノ教ヲ授クルニハ「コンミニー」(英国ノパリーシニ同ジ[commune 市町村自治体、最小行政単位のこと Paris Commune]）*ニ一ノ小学校ヲ開キ*其入費ハ「コンミニー」ヨリ給スルヲ國法トス　此學校ハ佛語ノ讀ミ書キ算術ノ初

歩及度量等ノコトヲ教エ傍ラ地理、歴史ノ大畧ヲ知ラシムルヲ主務トス　此等ノ教ヘニハ教授ノ入費ヲ出サシムルコトナシ……1863 年国内ノ小學校八萬二千百三十五ケ所アリ　… 1863 年ニハ「コンミニー」ノ数三萬六千四百九十九ニシテ…….學校ノ数公私合セテ四萬一千四百二十六ケ所アリ 然ルニ此数ノ内三萬七千八百九十五箇所、生徒ノ数二百十四萬五千四百二十人ハ平人ノ手ニ属シ三千五百三十一箇所、生徒ノ数四十八萬二千八人ハ宗徒ノ関係ナリ…国内二十六府ニ於テ各一箇ノ「アカデミー」ヲ開キ…[官下の]公私小学校ヲ巡察スルヲ其任トス……又「パリス」ニ於テ国内諸学校ノ教授人ヲ教授スル所ノ學校アリ　前ニ記載セル諸学校ヲ合セテ一躰トナシタルモノヲ大學校ト云ヒ…

佛国学制は、学校開設を各地区に求め、6 歳～13 歳までの初等教育を義務とし有償を原則とすること及び初等・中等学校設置を地域・地区の責務とすること及びアカデミー設置の教育行政等は、「府県施政順序」や「学制」に影響を与えている。師範学校の開設も学制に影響を与えている。

《合衆国學校》(pp. 20-24)北部諸州皆私有品税ヲ以テ小學校ノ入費ニ充テリ　其他學校ノ積金ヲ設ケ諸府生徒ノ數ニ應シテ其利金ヲ分配ス　………… 斯テ學校ヘ出ルノ生徒ハ無出費ニテ教ヲ受ク可キナリ　又各府皆必ス學校ノ設ケアリ　五万里及至六万里ニ一ノ學校ノ設ク　斯クテ何人ニテモ教ヲ蒙ルノ便ヲ得セシムルナリ　其教ハ數学、地理学等ノ如キ初段ノ教科ナリ　少シク大ナル府ニテハ羅甸語、希爛語ノ學校ヲ設ケリ……….北部諸州の外人口稠密ノ地ニ於テハ學校入費ノ爲メ相當ノ積金アリテ白皙ノ人種皆教育ノ便ヲ得タリ　又上等ノ教育ハ一層多量ノ貨金ヲ費シ合衆国ノ政府ト各府ト平人トヨリシテ之ヲ出スナリ　尚又諸方ニ「アカデミー」ヲ開キ文典、歴史、明倫學、文論學、理学、人道學、語学等ヲ教授セリ　或ハ又……「コルレーシ」(大学校ニ次クモノ[college のこと]) ノ數百二十ケ所アルナリ　此内ニテ最モ名高キモノハ「ハルハルト」[Harvard のこと]ノ大学校ナリ　「ヤール・コルレーシ」[Yale College を指す]ナリ　此外尚神学校アリ其數四十カ所ナリ　更ニ尚三十五カ所ノ医學校アリ　十三カ所ノ法律學校アリ………..

米国は、各地にもれなく学校税(school tax)による無償の義務教育学校が整備され、政府・州・民間基金による中等・高等教育機関も多数整備され、第一級の教育先進国である。

《普魯士學校》(pp.13-15)　普魯士ハ人民教育ノ法大成セル國ニテ他國ニハ其法未曾有ナリト誇張スルモ尚之ヲ許スベシス　……君主「フレテリッキセグレート」[フリードリッヒⅡ世のこと]ハ「シレシャ」[オーストリアから奪ったシュレジエンのこと]ノ地デ學校ヘ出席セシムル教育ノ法ヲ設ケシ……其厳法ハ人生レテ五歳ノ歳ニ満レハ男児女子ヲ論ゼズ貧人富者ヲ問ワズ皆必ズ學校ヘ出席セザルヲ得ズ…………修業ノ年期は六歳ヨリ十四歳ニ満ルヲ以テ通常トス　…………貧人ニシテ其入費ヲ拂ノコト能ハザルモノハ官ヨリ之ヲ償ヒ………其國ニ生レ其國ニ住スルモノハ假令一人タリトモ國家ノ教育ヲ蒙ラザルモノハ無リシ………上等小学校ノ外大学校六箇所　之ニ次クモノ二ケ所アリテ…………「ペルリン」ノ大学校ハ出席ノ員數尤モ多ク之ニ次クモノハ「フレスロー」及「ボン」ノ大学校ナリ…….

全ての国民に 6 歳から 14 歳までの義務教育が保証され、高等教育も充実している。貧困家庭は官費で無償とする。

5.2　「仏國学制（初編）」(河津裕之閲　佐澤太郎訳 (1873) (初等教育のみ筆者抜粋、下線筆者施す。)

図4　佛国学制

「《小学総論》衆人ノ必ス學フヘキ普通ノ学科ヲ教フル者ヲ指シテ小學ト謂フ（第 1 条）(小学校) 生徒ヲ學校ニ入ラシムニ謝ヲ要セザル者アリ、之ヲ要スル者アリ

（下等小学）入ルコトヲ許スハ六歳以上十三歳以下を以テ限リトス、………又、少年小学校ノ設ナキ区ニ於テハ十三歳以上ノ者ノ入学ヲ許スコトアリ。教科次ノ如シ＝修身及ヒ奉教ノ道、讀法、書法、佛国語學、数学階梯、佛国通用ノ度量、

（上等小学）下等小学ノ科ニ加エル次ノ如シ＝幾何学大意、實用幾何学、理学、博物学、唱歌、史学大意、地理学大意、加エルモノ＝外国語、記簿法、實用重學、天球學、農学等

（女児小學校）女児小學校亦下等上等アリ、教科次ノ如シ…

（少年小学校）男子學校、女子學校アリ、

（納金）諸小學生徒ハ月々ノ納金ヲ納メシム。

（公ノ小學校）區ニ官校一箇ヲ設クルヲ常トス…富人ノ子弟ハ、區ノ小學校ニ入ラシメサルノ説アリ、是良シト言ヒ難シ、故ニ政府ハ父兄ノ貧富ヲ問ワズ普ク童子ヲ區ノ小學校ニ入ルコト許ス、但シ貧シキ者ハ謝金ヲ要セズ富メル者ハ之ヲ納メシムル。毎區ニ必ズ公ノ下等小學校ヲ設クヘシ、

6歳〜13歳の小学校を義務教育に位置付け、算数、仏語、修身、奉教等を教育課程とし、原則有償としている。

教育行財政における国、地方、国民の教育費についてそれぞれの分担が謳われている。ヨーロッパおよび仏国の教育制度の責務分担を日本の「学制」も、踏襲するものである。小学校教育には、(平民、貴族) 複線化の黙認記述あり。

「仏国「初等教育法」(1833) は、就学義務規定を先行させ、地方自治体には、学校設置・維持の任を求めている。」(梅 2013 p.40)

「仏國学制 (初編Ⅱ)」(小学校ノ監督及ヒ權監督) 各州ニ小學校専務ノ監督一名ヲ置ク、監督ハ*諸小學校ヲ視察スルニ*、*文部卿ノ命を奉ジテ*、*大學長官及ビ知州事ヨリ授クル所ノ指令ニ従フベシ*、*大學長官ハ*...........諸館員ノ*視察スヘキ各郡ヲ指揮ス*、但シ、監督ハ知州事又ハ大學長官ノ指令ニ従ヒ、諸郡ヲ巡察スルコトアリ

「『学制』は、全国を大學9区中学区小学区に分ち、大學に督學局を置きて区内の學校を監督せしむ制度の如きは、佛國の「アカデミー」を模範としたものである。學校を大學、中學、小學の三等に分け、小學の在學期間を児童6歳から 13 歳までとして居る點から、佛國の学制を模倣したものと思われる。一方には米国の制度をも参酌したものの如くである。」(關屋・松浦 1983 pp.355−356)

「吉田熊治によれば、学制の内容は主として仏蘭西の制度に拠ったものであることは明白であり、佐澤太郎訳『仏国学制』の影響が指摘されている。」(竹中 2013 p.107)

5.3 「和蘭学制 (巻一)」(内田 1869)

図5 和蘭学制

(学校記述筆者抜粋、下線筆者施す。)

三章 小學校公ト私ノ二種ニ区別ス。州邑或政府ヨリ之ヲ創建シ之ヲ保護スルモノ公ノ小學校…

十二章 教授タルベキ者ヲ習業セシムル爲ニ國内二箇所ノ養成学校或ハ有名ナル小學校ニ於テ十分ナル稽古ヲ受ケシム。

十六章 全国各村ニ小學ヲ設ク一村一學校ニシテ足ラザルハ数箇ヲ設ク......教授ノ科目ハ第一章①ヨリ〜⑨マデノ学科 (音読、習字、算術、文章、蘭語、地理、歴史、理学、唱歌) ヲ授ク可シ且其進歩ニ従ヒ⑩ヨリ⑮マデノ学科 (外国語、体育, 図画、農業等) 中ノ 1〜2ヲ増加シ或ハ盡ク之ヲ教授ス可シ。便宜ニヨリ近隣二三ノ村落ト合併シ一ノ學校ヲ起コシ

三十一章 都テ*小学校ノ入費ハ其邑ヨリ之ヲ出ス*ベシ。

三十三章 *貧窶甚シク此ノ割合金ヲ出ス能ワザルハ免ス。*」

全国各市町村に小学校を設置し、経費は地域の負担とし原則は有償の教育である。教育課程にも影響が見られる。師範学校開設もあり。近世西洋事情は、主として蘭学経由であるだけに (木本 2019) オランダ学制の影響も大である。

5.4 米国の学制法案「知識の一般的普及に関する法律」

“A BILL FOR THE MORE GENERAL DIFFUSION OF KNOWLEDGE” by Thomas Jefferson June 1779

(学校教育記述のみ筆者抜粋、斜字体・下線は筆者施す。)

Whereas it appeareth that however certain forms of government are better calculated … to protect individuals in *the exercise of their natural rights*, and … *better guarded against degeneracy*, yet…those entrusted with power have perverted it into tyranny

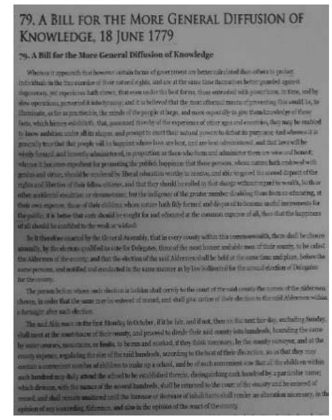
79. A BILL FOR THE MORE GENERAL DIFFUSION OF KNOWLEDGE, 18 JUNE 1779

79. A Bill for the More General Diffusion of Knowledge

図6 A BILL for the MORE GENERAL DIFFUSION of KNOWLEDGE

……the *most effectual means preventing this would be to illuminate the minds of the people and more especially to give them knowledge of those facts,……… people will be happiest* …… whence *it becomes expedient for promoting the publick happiness* that those *persons should be rendered by liberal education* and able to guard the sacred deposit of the rights and liberties of their fellow citizens ,and that they should be called to that charge *without regard to wealth, birth or other accidental condition or circumstance*; …..those of their children whom nature hath fitly formed and disposed to become *useful instruments for the public*, it is better that such should be sought for and *educated at the common expence of all* …At every of *these schools* shall be taught *reading, writing, and common arithmetic,* and the books which shall be used therein for instructing the children to

read shall be such as will at the same time make them acquainted with Græcian, Roman, English, and American history. At these schools *all the free children, male and female*, ……shall be initiated to *receive tuition gratis*, for the term of three years…….

And in order that *grammar schools* may be rendered convenient to the youth in every part of the commonwealth. ………To each of the grammar schools shall be allowed out of *public treasury*…… Every overseer of the hundred schools shall appoint some best students to proceed to the grammar school…his tuition shall be paid by the Treasurer……

REPORT relating to the bill、*Princeton University Press*

1. *Elementary schools for all children generally, rich and poor.*
2. *Colleges for a middle degree of instruction*, calculated for the common purposes of life, ….
3. *Ultimate grade for sciences in their highest degree…..*

Jefferson regarded the Bill for the More General Diffusion of Knowledge as the most important one in the Report (T. Jefferson to George Wythe, 13 Aug. 1786)………….

the important thing about T. Jefferson's bill was that t*hose "whom nature hath endowed with genius and virtue ……. should be called to that charge without regard to wealth, birth or other accidental condition or circumstance.*

T. Jefferson は、教育権を人間が生まれながらにして有する自然法的権利に位置付け、あらゆる子供は、無償の教育を受ける権利を持ち、それで多くの知識を獲得すること即ち教育が、社会的堕落と暴政・圧制を防ぎ、社会や個人の善・幸福や成長・進歩に貢献するという哲学を米国教育史上最初に謳った政治家で、その後の米国教育史観に決定的なインパクトを与えた。本法案で、全ての男女児童のための無償の初等教育（6〜8 歳児に 3 年間の読み書き計算、語学、歴史の教育）を社会的・経済的地位・環境に関わらず有能な若者に中等教育（9〜16 歳)、さらに優秀な学生の専門教育の高等教育までの体系的知識獲得の教育システムを謳っている。「知識の一般的普及に関する法案」は 1780 年、バージニア州議会で可決はされなかったが、修正を経て 1796 年「公立学校法」が可決された（木本 2020a p.14)。

この法案の歴史的意義は、合衆国独立直後の 18 世紀後半に、教育は自然が全ての人間に与えた生来的権利であり、このリベラルな教育によって市民の権利と自由という神聖な財産を擁護することができると謳ったことにある。

「森田尚人は、『学制』の四民平等、国民皆学の基本方針、単線型の学区制に加えて全ての児童が身分・地位に関わらず同じ系統の小学校に就学する機会均等を謳う民主的教育制度の原型は、ジェファーソンが 1779 年、バージニア州議会に提案した『知識の一般的普及に関する法案』に求めるべきという指摘をしている。」(竹中 2013 p.118)

5.5 米国の学制法案「就学義務規定」

An Act Concerning the Attendance of Children at School 1852 by Boston Secretary of Commonwealth, Massachusetts（学校教育記述のみ筆者抜粋、斜字体は筆者施す。）

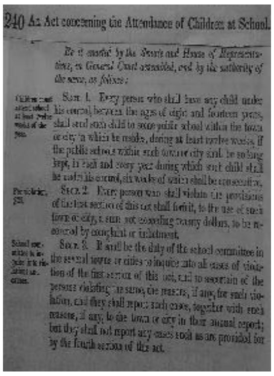
240 An Act concerning the Attendance of Children at School.

図 7 An Act Concerning the Attendance of Children at School

Sec.1 Every person who shall have *any child under his control, between the ages of eight and fourteen years, shall send such child to some public school* within the town or city in which he resides, during at least twelve weeks, if the public schools within such town or city shall be so long kept, in each and every year during which such child shall be under his control, six of which shall be consecutive.

Sect. 2 *Every person who shall violate the provisions of the first section of this act shall forfeit*, to the use of such town or city, a sum not exceeding twelve dollars, to be recovered by complaint or indictment.

Sect.5 It shall be the duty of the treasurer of the town or city to prosecute all violation of this act.

1852 年、マサチューセッツ州議会は、全ての子供（8〜14 才）に無償の 12 週の義務教育を定めた（後世 36 週に延長)。第 2 項では、保護者の就学義務違反に罰則規定まで定めている。翌々年、ニューヨーク州も同様の法案を可決。

アメリカの教育制度は、ヨーロッパの複線型の教育制度と異なり、全国民同じ教育制度に基づくシングル・トラックの小学校をスタートラインとする民主的単線型教育制度である。「学制」の初等教育就学理念や教育課程は、明らか

に米国の其を参酌したものであろう。

「(「学制」の）小学校カリキュラムは、アメリカのマサチューセッツ州教育規則が定める「文字学、読み方、習字、文典、地理、算術、國史、行状、代数、音楽、図画、生理学、健康術」に近似している（井上 1963 P.146）。

6　欧米諸国の教育事情

18世紀後半、プロイセンのフリードリッヒII世は、富国強兵には、教育が欠かせないとして、1763年、5歳から13歳までの義務教育を定めた「一般地方学事通則」(世界初の初等教育令）を制定した。1871年、ドイツ帝国でビスマルクは、教育の普及に取り組み、1872年、教育の監督権を国家に一元化する「學校監督法」を制定し「同一般規定」で国民學校制度を確立するとともに義務教育の無償化を実現し、世界初の近代公教育を実現し見た（木本 2020c　p.21)。

フランスにおける公教育制度は、1791年のフランス憲法に「全市民を対象とする無償の単線型の教育制度を確立する」と謳っている。1833年「ギゾー法」により初等教育は普及しはじめたが、公教育が成立するのは 1881 年「フェリー法」により幼稚園・小学校が無償化されるとともに 6 歳から 13 歳までの初等教育が義務化されるまで憲法制定から一世紀を要した（木本 2020a　pp.13-14)。

1776年英国から独立を果たした米国は、1779 年、ジェファーソン大統領が、教育の機会均等、単線型学校制度、無償制、非宗教を原理・原則とする「知識の一般的普及に関する法律」を提案し実現には至らなかったが、アメリカ公教育の理念・考え方に大きな影響を与えた。1852年、「就学義務規定」が制定され、ホーレス・マンによる非宗教、無償、義務制のコモン・スクールの誕生により、近代公教育は、全米各地に広がっていった（木本 2020a　p.14)。

7　学制発布

近代教育制度の法的成立は、1872 (明治５) 年の「学制」頒布にある。その教育理念は、学校は、身分的な拘束から全国民のものへと解放され、全ての国民の義務教育と位置付けられた。序文は、身分、男女を超え、四民等しく享受するものとして、「自令以後一般ノ人民必ズ邑に不学ノ戸ナク、家ニ不学ノ人ナカラシメン事ヲ期ス」と記している。

7.1　[學制　被仰出書]（序文）

「……身を脩め智を開き才藝を長ずるは學にあらざれば能はず是れ學校の設あるゆえん……學問は身を立てるの財本………　今般文部省に於て学制を定め教則をも改正し布告に及ぶべき………邑に不學の戸なく家に不學の人なからしめん事を人の父兄たるも…….其子弟をして必ず學に従事せしめざるべからざるもの……自ら奮って必ず學に従事せしむべき様心得べき事」

「小学校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ズ学バズンバアルベカラザルルモノトス………若シ子弟六歳以上ニ至リテ学ニ就カシメサルモノアラバ……其由ヲ学区取締ニ届ケシムベシ」(学制小学校規定)

学問の意義・ねらいと国民皆学の重要性及び子弟就学の保護者義務が謳われ、小學校を義務教育と位置付けている。

「学制序文」は、学制の趣旨・ねらいは、個人主義、実学主義を標榜し、基礎的な学校教育を全ての人々に付与する制度構想でそれへの民衆の自発的参加を促すもので、優れて近代的な教育宣言であった（天城 1992　p.16)。

「学制」の教育理念は、序文に「自今以後一般ノ人民必ズ邑ニ不学ノ戸ナク、家ニ不学ノ人ナカラシメン事ヲ期ス」とあり、学問は四民斉しく学んで身を立て産を成すものである。学制によって発足した近代学校制度がよって立つところは、啓蒙主義であり科学主義であり、(江戸期の儒教的) 道徳至上主義よりも理性主義、知識至上主義である（大久保 2007 p.460)。

7.2　学制（明治五年八月三日文部省布達第十三號）

(初等教育関連のみ筆者抜粋 下線は筆者施す。)

第一章　全國ノ學政ハ之ヲ文部省ニ統フ

第二章　全国ヲ大分シテ八大區トス之ヲ大學區ト稱シ毎區大學校ヲ置ク

第五章　一大學區ヲ分テ三十二中區トシ之ヲ中學區ト稱ス區毎ニ中學校一所ヲ置ク………其數二百五十六所トス

図8　学制

第六章　一中學區ヲ分テ二百六十小區トシ之ヲ小學區ト稱ス區毎ニ小學校一所ヲ置ク………其數六千七

百二十所全國ニテ五万三千七百六十所トス

第十五章　大學本部毎ニ督學局一所ヲ設ケ督學ヲ置キ…………諸學校ヲ督シ及教則ノ得失生徒ノ進否等ヲ検査シ論議改正スルコト

第二十章　學校ハ三等ニ區別ス大學中學小學ナリ

第二十一章　小學校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ス學ハスンハアルヘカラサルモノトス…………即チ尋常小學女児小學村落小學貧人小學小學私塾幼稚小學ナリ

第二十二章　幼稚小学ハ.小學ニ入ル前ノ端緒ヲ教ルナリ

第二十四章　貧人小學ハ貧人子弟ノ自活シ難キモノヲ入学………費用ハ富者ノ寄進ニヨリ……仁恵學校トモ稱ス……

第二十五章　村落小學ハ僻遠ノ村落農民ノミアリ

第二十六章　女児小學ハ尋常小學教科の外女子手when教フ

第二十七章　尋常小學ヲ分テ上下二等トス此二等ハ男女共必ス卒業スヘキモノトス

下等小學教科=綴字、習字、單語、會話、讀本、修身、書牘、文法、算術、養生法、地學大意、理學大意、體術、唱歌

上等小學ニ加フ　史學大意、幾何學罫畫大意、博物學大意、化學大意　教ルコトアルヘシ　外国語學、記簿法、畫學、天球學

下等小学ハ六歳ヨリ九歳マテ上等小學ハ十歳ヨリ十三歳マテ…………

第二十九章　中學ハ小學ヲ経タル………上下二等トス

下等中學ハ十四歳ヨリ十六歳マテ上等中學十七歳ヨリ十九歳マテ……

第三十章　當今中学ノ書器未タ備ラス此際在来ノ書ニヨリ教エ…學業ノ順序ヲ踏マスシテ洋語ヲ教ヘ

第三十八章　大學ハ高尚ノ諸學ヲ教ル専門科ノ學校ナリ

其學科次ノ如シ　理學　化學　法學　醫學　數理學

第三十九章　小学校ノ外師範學校アリ　此校ニアリテハ小學ニ教ル所ノ教則及其教授ノ方法ヲ教授ス　當今極メテ要急ナルモノトス

第九十章　凡人民ヲシテ學ニ就カシムル勉メテ廣普ナルヲ欲ス　故ニ官金ヲ以テ學事ヲ助クルモノアリ

第九十四章　大學校ニアリテハ……一月七圓五十銭…….中學校ニアリテハ一月五圓五十銭…..小學校ニアリテハ……一月五十銭外ニ二十五銭ノ一等ヲ設ク……但相當ノ受業料ヲ納ル能ハサルモノハ…其學校ニ出シ許可ヲ受クヘシ

学制は、佛国学制に倣うところ大である。全国に学区制を敷き、大学校（理学・文学・法学・医学の四科)、中学校（各３年制の下等・上等中学)、小学校（各４年制の下等・上等小学からなる尋常小学校）の三種の学校とともに師範学校で構成されている。小学校も有償なるも免除規定あり。

「学制」は、1873（明治６）年から施行され、政府からわずかながら小学校設立の補助金も措置され、同年末には12,558 校の設立を見た「文部省第一年報」(大久保 2007 pp.396-397)。

8　「小學教則」

明治４年廃藩置県により藩校は廃止されるとともに私塾や寺子屋も順次廃業が進み、初等教育は、尋常小学校を全ての上級教育機関への基本階梯とする国民教育の共通のスタートラインとなり、身分階層、男女の別なく全ての国民に等しく開かれた単一の学校体系であった。この初等教育一元化は、当時、米国以外に例のない四民平等で民主的な単線型の教育体系であった。「学制」頒布の翌月、文部省は、「小學教則」を制定し、学制実施の法を明らかにした。

『小學教則』

第一章　小学ヲ分テ上下二等トス下等ハ六歳ヨリ九歳ニ止リ上等ハ十歳ヨリ十三歳ニ終ッ上下合セテ在學八年トス

明治６年　師範學校内に小学校開校。附属小學校の嚆矢である。明治６年　学制改正　小學教育費に若干ながら国庫負担措置される。

第九十九章　学制ニ因小學設立ノ基礎已ニ立テ之ヲ渡ス

「日本教育史資料」によれば、小学校は、明治６年末で、公立 7,995、私立 4,563、合計 12,558 校が設立された。明治７年、公立は、17,696 校に、私立は、2,321 校に、合計20,017 校の開設になり、明治８年、學校数は、公立私立合計で 24,225 校になった。明治５年の「学制」発布に基づく學校設置計画は、大學校八、中學校二百五十六、小學校五萬三千七百六十であったが、開設目標の半分を下まわる状況であった。最大の理由は、小学校、中学校の開設費用は、主として府県市町村財政および住民･篤志家の寄付に頼り、

国庫負担は、財政事情により極めて限定的であった。

従って、學校は、寺社・神社・仏閣や私邸に依拠する所が多く、新築校舎は極めて少数であった（木本 2014　p.3）。

「明治８年、小学校の開校は、公立 7,995 校、私立 4,563 校、計 12,558 校であった。明治７年、小学校は、20,017 となり、翌明治８年は、24,225 校で、「学制」の当初計画の半分にも満たなかった。就学率も 35%程度である。」（闕屋・松浦 1938　p 458）

「明治８年（1875）全国に 24,303 校の小学校が開設された。開設状況は、寺院 40%、民家借用 33%、校舎新築 18%である。明治６年小学校経費財源は、学区内集金（各家への賦課金）43%、篤志家の寄付金 19%、授業料収入 6%で、文部省補助金は 12%に過ぎなかった。学制により、小学校授業料は 50 銭とされたが、実際の徴収は 1〜3 銭程度であった。」（山本 2014　pp.81-82）

明治 11 年、學校数は、26,584 となり、学制公布時の設置目標の半分となった。それでも学齢者就学率は、41.26% で、皆学目標の半分にも達しなかった。

就学率の低さは、教育に対する国民の意識の未成熟と教育の有償制さらには子供を必要な労働力（農林漁商工業手伝い、家事労働、子守等）と捉える価値観があった。

義務教育の完全実施には、アメリカの「マサチューセッツ教育令」（1647）や「就学義務規定」（1852）及びプロシャの「一般地方学事通則」（1763）やドイツの「学校監督法」「義務教育一般規定」（1872）に基づく教育の無償化が必須条件である（木本 2020 pp.13-14）。

アメリカは、1647 年、「マサチューセッツ教育令」で公立学校の無償化を実現し、ドイツは、貧困家庭の授業料免除を定めた「一般学事通則」（1763）や地方自治体の学校設置義務を定めた「一般地方法」（1794）は、授業料無償化への糸口を開いた。フランスとイギリスは、アメリカ、ドイツと逆で、就学義務規定を先行させ、地方自治体の設置義務を規定した。しかし授業料無償は、貧困家庭の免除にのみ留まった（梅 2013 p.40）。

明治政府及び地方の脆弱な財政事情から、無償化義務教育の完全実施には、さらに 30 年の月日を要した。

明治８年、小学学齢は、満６年より満 14 年までと定められ（文部省布達第１号）、義務教育年限が８年となった。

1890（明治 23）年、「第二次小学校令」が公布され、市町村に尋常小学校の設置が義務付けられた。

1900（明治 33）年、「第３次教育令」により、義務教育がやっと無償となった。（同令 57 条）「市町村立尋常小学校ニ於テハ授業料ヲ徴収スルコトヲ得ス」

これにより、就学率も向上し、８割に達した（81.5%）。

1907（明治 40）年、尋常小学校が６年制となり、義務教育６年制がスタートし、就学率も 98%を超え、ここに我が国近代公教育が名実ともに完成した（木本 2020a p.24）。

9　学制の歴史的評価

明治維新は、廃藩置県の中で、政治も軍事も旧藩主、旧士族、公卿に過度に依存せず、新たな時代の基盤体制は、全国民の知恵と力を結集する必然から、組織的国民教育を推進する「学制」の確立が、急務となった。

「学制」の歴史的意義は、全ての国民を対象とする初等義務教育とそれに続く段階的・発展的教育の実現である。アメリカと同様に学制は、単一制度の小学校を以てその後の全ての上級教育機関の基本階梯として義務付けて、全ての国民が等しく同じタイプの初等教育を受けるという教育の機会均等の民主的理念に大きな意義がある。当時、日本が「近代学校制度」確立の手本とした欧州先進国の教育は、複線型教育制度が主流で、全国民共通の単線型義務教育一本化は、米国以外では実現していなかった。

19 世紀後半、義務教育制度が完成したヨーロッパでは、単線型教育体系のアメリカと異なり、高等教育に繋がる中等教育には独自の初等予備教育を行う付属の学校を持つ教育体系と一般の初等教育・職業教育の二種類の教育体系からなる「複線型教育体系」が基本であった。前者は、12－3 世紀に台頭する医師、聖職者、弁護士等による医学、神学、法学の分野に学徒組合(universitasu (L.))が結成され、中世大学（サレルノ、ボローニャ、パリ、オックスフォード等）が誕生し、その下に古典（ラテン語）を中心とする古典語学校が誕生し、その入学者を教育する初等付属教育機関が誕生する複線型のトップ・ダウン型の学校系統の流れが形成された（木本 2019　pp.7－8）。

19 世紀後半から 20 世紀のヨーロッパには、貴族・支配階級と庶民・民衆を大まかに分けた教育ニーズが複線型教育系列を生み出した。英国では、高等教育の前の中等学校であるパブリックスクール（public school）入学には、貴族・紳士・富裕層の子弟中心の初等予備校教育機関（pre-

preparatory school(2～７歳) preparatory school(8~13 歳))があり、地元の一般児童の公立小学校(state school)とは別物で大きな一線を画していた。フランスも高等教育の前段階の中等学校リセ(Lycēe)には、特別体系の初等予備学校（classes prēparatories）からの入学が普通であり、通常の庶民小学校から進学する場合は、学資補給(Bourse)試験の合格が求められ、通常の初等教育は、特別予備学校とは別体系に位置付けられていた（闢屋・松浦 1938　p.359)。

ドイツでも、高等教育の前段階の中等学校ギムナジューム（Gymnasium）への入学は、貴族や上流階級の子弟の特権階級の初等予備学校（Vorschule）からくるケースが主流で、通常の初等学校（Vorksschule）からは、カリキュラム上の理由でほとんど進学できなかった。

20 世紀になって、こうした複線型学校体系を改善し、教育機会均等を目指す「統一学校運動」(Einheitsschule, École unique)がヨーロッパで起こった。ドイツでは、第一世界大戦後の 1920 年の法改正により、特権階級化した初等予備校は廃止され、小学校の下級４年間の初等教育は、全て基本学校（Grundschule）に改編され、統一学校制度(Einheitschulsystem)が完成した(闢屋・松浦 1938　p.360)。

全ての国民が同じ初等教育を受けるという初等教育一本化に関しては、フランスの場合も第２次世界大戦後のベルトアン改革(Rēforme Berthoin)（1959）まで待たなければならなかったし、イギリスでは、1944 年のバトラー法まで待たなければならなかった。なお、イギリスは、中世以来の長い歴史と伝統故に、私立学校(public school)と初等予備校(preparatory school)の教育体系は、今日も公立学校(state school)の教育体系と併存している状況がある（木本 2020)。

初等教育の一元化に限れば、日本の「学制」は、ドイツに 48 年、英国に 72 年、フランスに 87 年先行している。

10　「学制」に対する欧米の評価

「学制」に対する欧米の評価は、一様に高く好意的である。とりわけ、全ての国民が共通の尋常小学校を公教育のスタートとする教育機会均等理念を踏まえた単線型教育制度に大きな注目が集まっている。

10.1　米国

「学制の布告は、世紀の偉業の一つである。……学制は外国の制度の単なるコピーや模倣でなく、あらゆる定評のある計画を十分研究したのち、賢明にも彼らのためになるものをいくらかは古い土台の上に構築し、伝等を損なうことなしに新機軸を導入するためである。尤注目すべきは称賛に値する公立学校制度である。教育のために人々を説得する「学校監督者」（superintendent)[学区取締]である。」（「ニューヨーク・タイムス」1873・3・15）

「53000 の公立小学校が帝国のいたるところに設置されて、アメリカやイギリスの学校で学習されているのと同様の知識の教科が極めて模範的な勤勉さでもって学ばれている。」（「ニューヨーク・タイムス」1875・5・25）

「ミカドによる教育改革の新学校制度は、社会的身分による制限が完全に廃止されている。」（「ザ・ワールド」1873・4・30）　　　　　　（竹中 2013　pp. 267-272）

10.2　英国

「日本政府の新法令（学制のこと）は称賛すべきことを多く………批判すべきことは何もない素晴らしい法令である。初等教育は「単一種の学校（尋常小学校）で行われ、富める者と貧しい者との間で完全に公平である。」(「ロンドン・チャイナ・テレグラフ」1873・4・21)

「日本人は、ヨーロッパの教授を雇う教育制度で、鉄道や電信等、西洋の習慣や科学を驚くべき速度で吸収している。」（「ザ・タイムス」1876・5・30)（竹中 2013　pp. 267-272 ）

11　和歌山県の初等教育

11.1　「学制」以前の教育

明治２年（1869）従来の藩校「学習館」を皇学、漢学、洋学を修める学問所とし、入学資格を四民に開放した。さらに、和歌山藩は、人材育成を目指して、藩費でもって「郷学所」を開設することとし、明治２年２月、城下の修敬舎を内町郷学舎として庶民の就学を奨励した。また、学習館知事浜口梧陵は、明治３年「共立学舎」を開設するとともに士庶共学の学問所「耐久舎」を開設した（木本 2020b)。

11.2 「学制」の頒布

1872（明治５）年８月「学制」頒が頒布され、同年 11 月、和歌山県に布達された。それは、人口 600 人を一小学区とし、10 小学区に小学１カ所、小学外舎（翌６年より村落小学に）３カ所を設置することとされた。明治６年、県内小学校は、尋常小学 36、村落小学 166 の合計 202 校が開設された。地域別に尋常小学—村落小学の設置校数は、海部で５−25、名草で 12−45、伊都で２−0、那賀で９−38、有田で３−49、日高で２−4、牟婁で３−５である。（1874「県史案一第三学区和歌山県管下公学校表」（明治６年））
翌年、県下の小学校は 322 校となった。（「文部省第二年報」
県下初の尋常小学校は、明治６年１月開校の始成尋常小学校（旧本町小学校）である。

11.3 始成尋常小学校

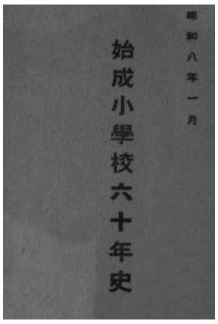

図９始成小学校 60 年誌

明治５年８月学制ガ頒布サレルヤ、市内五カ所（始成、直川、雄、新街・河東、梶取）ノ小学校創立計画成リ、翌明治６年１月、本校ガ最初ノ小学校トシテ創設サレタ。
校名ヲ始成小学ト称シ、校舎ハ旧藩茶屋封所デアッタ。 児童ハ男八七、女十二ノ計九九ト見ユ。課目ハ、数学（洋算、筆算中心）、読書、窮理（物理）等ニシテ、教科書ハ福沢諭吉氏「世界國ズクシ」「西洋事情」「日本國ヅクシ」、天変地異、興地誌略、機械観覧等デアル（安井 1933 pp.1 - 3）。

始成小学校がいち早く本県小学校の嚆矢となりえたのは、紀州藩の通貨扱換金所（藩茶屋封所）の敷地と建物を借用できたからである（現和歌山信愛大学キャンパス）。

因みに、商家の次男南方熊楠は雄小学校第一期生、和歌山中学第一期生である。また、紀州藩藩士三男野村吉三郎は、明治 28 年始成小学校の卒業生である。紀州藩伝統の士庶共学である。

11.4 県下の小学校開設の状況

明治６年６月、日高の御坊村に藤園尋常小学校が開校した。同年 ９ 月、南部尋常小学校が開校した。牟婁群では、明治６年６月、明治３年に古座村の民家に開学した郷学所を第一小学校（のちの古座小学校）として開校した。同年７月、新宮に第二小学校（のちの丹鶴小学校）が開学した（和歌山県史編纂委員会 1989）。

明治６年、尋常小学が 36 校、村落小学が 166 校、小学校の数は、計 202 校になった。

小学校の設置は、地域・地元の負担が圧倒的で国庫の援助は微弱であったため、その開設は、地域の経済力に左右された。名草、那賀の尋常小学校開設立が極めて高いことは、城下町の経済力と豪農の経済力に負うものであり、尋常小学校こそ少ないが、村落小学校の達成率が２倍近い有田も湯浅の醸造業を始めとする経済力と野呂松盧、石田冷雲、浜口五陵らによる地域の教育価値観が高いことによる（木本 2020 b p.23）。

図10和歌山県教育史通史編Ⅰ

その後、学区や規則の改正、学校の統廃合に伴い、尋常小学校が大幅に増加している。明治８年文部省「第３年報」は、名草 77、海部 42、那賀 90、伊都 21、有田 61、日高 46、牟婁 25 で合計 362 校の尋常小学校が記録されている。
「和歌山県において、普通教育の行われしは、実に明治８年後のことにして……これを本県に教育普及の起源とす」（2007 和歌山県学事沿革略論第一篇『史料編』21）。

しかし、学校の開設は、全国同様、主として地元負担と有志の寄付の原則から、校舎は、寺院 48.3%、民家 40.9%、神社 2.2%、官舎 3.3%で、新築は僅か 5.3%に過ぎない（「明治８年度文部省年報—公立小学校表」）「和歌山県教育史」第１巻—通史編—（2007） p 110−112）。

12 まとめ

近世学問は、幕府・諸藩の教育機関、全国各地の私塾、郷学、さらにはあまたの寺子屋が豊かな教育遺産を形成した（木本 2019）。

1868（明治元）年、武家中心社会から近代市民社会への移行を迎え、「富国強兵」「殖産興業」の国家スローガンを支えるためには、国民皆学教育の確立がその基盤に求められ、「府県施政順序（小学校開設）」及び「学制」において、教育の機会均等に基づく組織的な初等・中高等教育が整備され、国民皆学体制がスタートした。

「学制」の制定にあたっては、佛国をはじめ欧米の教育の制度・理念・哲学（初等・中等・高等教育、義務教育と教育費負担、教育行財政、カリキュラム、教員養成等）から多くを学んだ。しかし、維新政府の財政脆弱状況もあり、初等・前期中等教育の開設・運営が地方自治体任せであることや義務教育の有償化は、近代公教育の完全実施（無償、義務）の課題となり、その完成には20余年を要するものであった。一方、近世の教育機関を原則廃して、米国の如く、初等教育の一元化を図ったことは、それまでの身分・地位を廃して、全ての国民に教育の機会均等を保障するという意味において、先進的かつ開明的であり、当時の欧米のマスコミ評価も等しく一致するところであった。

欧米から、教育の制度や理念等多くを学び、1873（明治５）年、近代教育のスタートを図る「学制」が頒布された。後発ながら我が国近代公教育が、欧米の先進教育の水準に維新からわずか数十年で追いつく歴史的快挙は、近世幕藩体制下の幕府・諸藩の教育機関及び私塾、郷学、寺子屋等に支えられた豊かな教育遺産を礎としながら維新政府の国民一丸となる皆学体制の確立を目指す「学制」の先進的かつ民主的な知見に負うところ大であり、我が国近代公教育発展の原点は、ここにある（木本 2019　木本 2020b）。

参考文献・資料

天城勲編（1992）『学制百二十年史』　文部科学省
井上勝也（2000）『国家と教育—井上毅と新島襄の比較研究—』p.58 晃洋書房
井上久雄（1963）『学制論考』風間書房
内田正雄訳（1869）『和蘭学制巻一』開成学校
梅暁棠(2013)「日本の義務教育制度に関する歴史的研」http://hdl.handle.net/10105/94342020 年５月閲覧
大久保利謙（2007）『明治維新と教育』吉川弘文館
大野虎雄（1943）『沼津兵学校附属小学校』
小幡甚三郎撮譯（1870）『西洋學校軌範巻之下』尚古堂　慶応義塾蔵版　和歌山大学図書館蔵
木戸孝充（1868）「23 普通教育の振興を急務とすべき建言書案」（木戸孝充文書第８木戸公伝記編纂所編 1929　国立国会図書館デジタルコレクション）
木本毅（2014）『教育行政学』日本印刷出版
木本毅（2019）「江戸幕藩体制下の教育とその思想」『和歌山信愛女子短期大学紀要』第 60 号 pp.65~80
木本毅（2020a）『教育制度論』ウイング
木本毅（2020b）「江戸期近世教育と近代公教育の思想と哲学」『和歌山信愛大学教育学部紀要』第１巻 pp.13-28
木本毅（2020c）『教育原理』和歌山印刷所
京都市（1918）『京都小学 50 年誌』
黒田重次郎・土館長言（1906）『明治学制沿革史』金港堂
国立教育研究所(1973)『日本近代教育百年史Ⅰ』文部省
佐沢太郎訳(1873)『佛國学制』文部省
司馬江漢（1805）『和蘭通舶』University of British Columbia 図書館所蔵
竹中輝雄(2013)『明治五年学制』
關屋龍吉・松浦鎮次郎（1938）『明治以降教育制度発達史』
林三平(1967)『概説近代教育史』
明治政府（1869）『府県施政順序』（小学校設置）
文部省（1872）『学制』
文部省（1873）『小学規則』
文部省（1874）『文部省第二年報』明治７年版
安井一男（1933）『始成小学校 60 年史』始成小学校
山本正身（2014）『日本教育史』　慶応義塾大学出版会
和歌山県教育史編纂委員会(2007)『和歌山県教育史一巻通史編Ⅰ』
和歌山県教育史編纂委員会(2010)『和歌山県教育史二巻通史編Ⅱ』
和歌山県教育史編纂委員会(2006)『和歌山県教育史第三巻史料編』
和歌山県(1873)『県史案—第三学区和歌山県管下公学校表』
和歌山県(1874)『県史案—第三学区和歌山県管下公学校表』
和歌山市史編纂委員会（1990）『和歌山市史三巻近現代』和歌山市
和歌山県史編纂委員会（1989）『和歌山県史—近現代Ⅰ』和歌山県
和歌山市史編纂委員会（1990）『和歌山市史—第三巻—近現代』
和歌山県史編纂委員会（1989）『和歌山県史—近現代Ⅰ』
Boston Secretary of Commonwealth、Massachusetts（1852）*An Act Concerning the Attendance of Children at School*　アメリカ国立公文書館
Jefferson, Thomas (1779) *A BILL FOR THE　MORE GENERAL DIFFUSION OF KNOWLEDGE* プリンストン大学出版部　アメリカ国立公文書館
“London China Telegraph” April 21, 1873
“New York Times” March 15, 1873
“New York Times”　May 25, 1875
“The Times”　May 30, 1876
“The World” April 30, 1873